

# 平成29年分 確定申告

申告書には

**マイナンバーの記載が必要**です!

税務署に申告書等を提出する際は、

申告書等へのマイナンバーの記載

申告者ご本人のほか、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が**必要**です。

+

本人確認書類の提示又は写しの添付

が必要です!



申告書等へのマイナンバーの記載は、**法律で義務付けられています。**  
※マイナンバーを有しない方を除きます。

## 申告と納税

所得税及び復興特別所得税(個人)

平成30年  
3月15日(木)まで

平成30年  
4月2日(月)まで

裏面も  
あるよ!



二本松税務署

〒964-0911

二本松市亀谷1丁目29

☎0243-22-1192

◎マイナンバーの本人確認書類には以下のもの  
があります

【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

【マイナンバーカードをお持ちでない方】

番号確認書類・・・通知カード、住民票の写し等  
＋  
身元確認書類・・・運転免許証、公的医療保険の  
被保険者証等

その他にも・・・

◎確定申告書は自宅で作成できます

作成は「確定申告書等作成コーナーで！！」

提出は「郵送で！！」

◎医療費控除は

領収書が提出不要となりました。

[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)

作成コーナー

検索

「医療費控除の明細書」  
を作成して提出すればOK!!  
(作成コーナーで明細書も作成できます。)

◎税金に関する相談

「電話相談センター」でお答えします！！

※二本松税務署に電話すると→自動音声でのご案内！！

「0」・・・確定申告に関するご相談

「1」・・・税金に関する一般的なご相談

※ご自分で作成するのが難しい方は、確定申告書作成会場にて作成することが可能です。

～確定申告書作成会場（二本松市市民交流センター）～

開設期間 平成30年2月16日(金)～3月15日(木)(土・日・祝日は除きます)

受付時間 午前9時15分～午後4時

※税務署には確定申告書作成会場を設置していません。  
(提出のみ受付)